

# ■ 特定地域づくり事業協同組合制度の概要 (出典：総務省資料)

根拠法：地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和2年6月4日施行）

## 人口急減地域の課題

- ・ 事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
  - ・ 安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない
- ⇒ 人口流出の要因、UJターンの障害

## 特定地域づくり事業協同組合制度

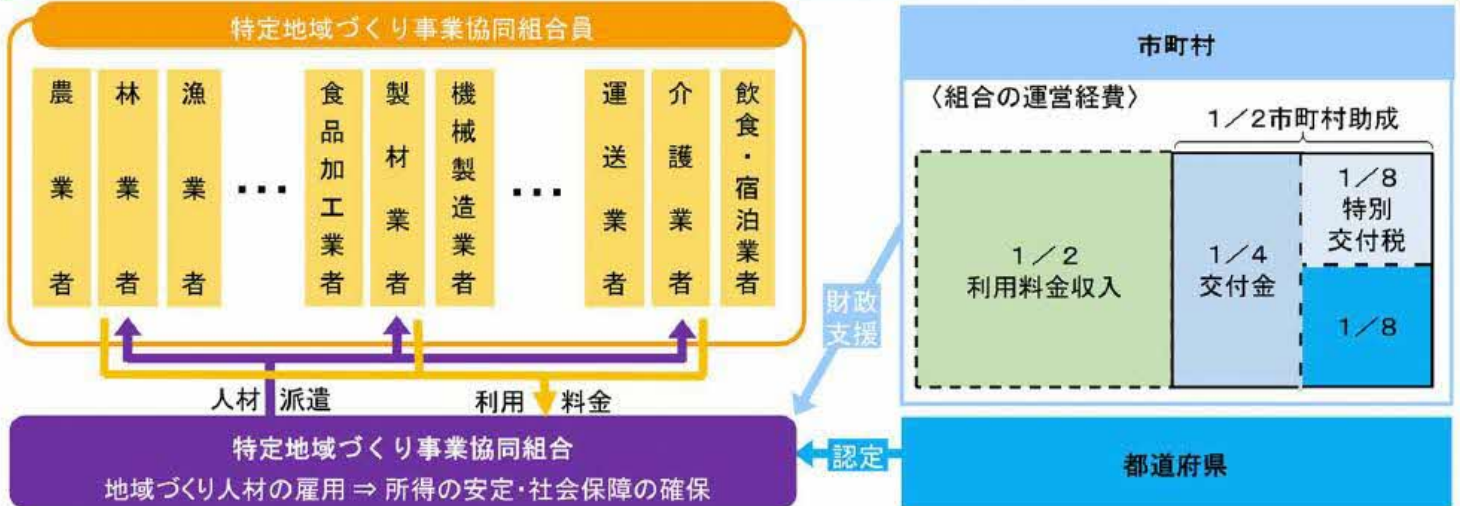
- ・ 地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
  - ・ 組合で職員を雇用し事業者に派遣  
(安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保)
- ⇒ 地域の担い手を確保

## 人口急減法の概要

対象：人口規模・人口密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断  
※ 過疎地域に限られない

認定手続：事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）

特例措置：労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を届出で実施可能



# ■ 道内の『特定地域づくり事業協同組合』の設立事例

## 1 中頓別町特定地域づくり事業協同組合の概要

組合概要	
所在地	枝幸郡中頓別町
設立認可年月日	令和3年11月26日
組合員資格	農業、林業、土木工事業、建築工事業、印刷・同関連業、その他の小売業、飲食店、その他の生活関連サービス業又は社会保険・社会福祉・介護事業を行う事業者
出資金	13万円（一口 1万円）
賦課金	なし
派遣利用料金	1,104円～1,800円（税抜き） （従事する業務に応じて設定）
派遣職員賃金体系	労使協定方式
事務所所在地	中頓別町庁舎内
事務局構成	町職員が兼職



面積：人口	398.51km <sup>2</sup> ：1,640人(令和3年9月30日現在)
中頓別町の概要	中頓別町は宗谷地方南部に位置し、札幌から車で5時間、旭川から3時間、稚内から2時間の場所。主幹産業は酪農業。他にも林業、福祉施設の運営等人にやさしい産業が町の産業となっている。

## 2 事業計画

事業計画（3年度分）		※ 令和4年4月からの労働者派遣事業開始に向けて準備を進めており、以下の事業計画の内容はあくまで予定です。		
	派遣職員数	派遣先事業者数	総事業費	うち国費
R3	派遣職員の採用活動、認定申請、労働者派遣事業届出等の準備期間			
R4	2名	13名	9,286千円	2,201千円
R5	2名	13名	9,412千円	2,264千円

## 3 中頓別町による支援

- ▶ 北海道の認定を受けるための財産的基礎形成を含めた組合設立支援に関する町の予算の確保
- ▶ 町内の事業者ニーズを確認し、本制度を活用する組合員（事業者）を設立前に広く募集
- ▶ 町職員が発起人会事務局を担当し、組合設立後も組合事務局を兼職（地方公務員法による首長の承認）
- ▶ 組合事務所も役場庁舎内に設置することにより、組合の運営経費負担を軽減

## 4 北海道中小企業団体中央会による支援

- ▶ 特定地域づくり事業協同組合制度に関する各種の情報提供、組合設立に対する支援
- ▶ 本会事業（専門家派遣（社会保険労務士））による労働者派遣事業の制度説明や労働局への届出書作成等の支援
- ▶ 組合設立後のフォローアップと組合運営への支援

## 5 中頓別町特定地域づくり事業協同組合の派遣年間スケジュールイメージ



# 中頓別町特定地域づくり事業組合 運営イメージ

